

(業務名称) トルクメニスタン国心血管疾患診断能力開発プロジェクト向け機材(ロット2)
 (公告/公示日: 2025年4月18日/公告番号: 25a00168) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
 国際協力調達部次長(契約担当)

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 2	機密保持誓約書	この誓約書も、6月2日までに競争参加資格確認申請書と共に提出すればよろしいでしょうか？	競争参加資格確認の申請にあたり、機密保持誓約書は提出不要です。
2	P. 4	12 入札方法等 (4)	“契約金額に消費税はかからないこと”は理解しました。一方、商社と機器メーカー間、機器メーカーとその仕入先との国内取引は、通常通りの消費税の扱いとなると理解します。正しいでしょうか？	商流上の取引で発生する消費税を加味したうえで入札金額を積算してください。JICAと受注者との契約においては、契約金額に消費税はかかりません。
3	P. 11	0 総則	7 また④取扱説明書に下記の書類を添えて提出することとありますが、ここにある(1)、(2)、(3)は、1-4 トレーラーヘッドの仕様と理解します。これら仕様の提出は、トレーラーヘッドのディーラーのレターヘッド付のドキュメントで提示したいと思います。よろしいでしょうか？	左記の提案を認めます。
4	P. 13	1 医療コンテナ車	通関場所であるトルクメンバシ港“到着前”に技師派遣業務の一環として組み上げ、一体化とありますが、トルクメニスタン国“到着・輸入後”に技師派遣業務の一環として、適切な場所で組み上げ、一体化することを認めていただけないでしょうか？ 到着前であると輸入通関前の保税状態であるコンテナ、トレーラーヘッド、シャーシに第3者(技師)が手を加えることとなり、貿易慣例上も望ましくないと思われます。	トルクメニスタン国到着・輸入後に組み上げ及び一体化することを認めます。ただし、仕向地での機材の納入前立会検査までに組み上げを完了させてください。したがって、下記の通り変更します。 「仕向地での納入前立会検査実施までに医療コンテナ、シャーシ、トレーラーヘッドを技師派遣業務の一環として組み上げ一体化すること。」
5	P. 13 P. 33	1 医療コンテナ車 技師派遣条件書	技師派遣条件書 2.業務内容にもトルクメンバシ港“到着前”に、Lot-2 全機器及び医療コンテナ車全体の内外装物の据付・調整・試運転・動作検証、(ユーザーへの)操作・保守指導までが規定されています。これらを行うには、発電機に燃料を入れ、発電をしなければ実施できないという現実的な要因もあります。 よって、これら業務は“トルクメニスタンへの到着・輸入通関後、ユーザーのサイトまたはその近隣のユーザーが指定する場所を実施する”という形に変更をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか？	技師派遣条件書 2.業務内容のうち、トルクメンバシ港“到着前”に実施頂く業務は(1)下記構成機材の組み上げ(合体作業)のみであり、(2)から(7)は機材の納入前立会検査合格後に行っていただきます。 ただし連番4を踏まえ、(1)については下記の通り変更します。 「(1)下記構成機材の組み上げ(合体作業):機材の納入前立会検査前に実施を想定」
6	P. 13 P. 32	1 医療コンテナ車 輸送条件書	輸送条件書 5 その他に、“輸送ルートは受注者の任意とするが、医療コンテナ・シャーシ・トレーラーヘッドを組み上げ一体化した上でトルクメンバシ港へ到着すること”とあります。 通番3.4に関連し、この項においても、“トルクメニスタンへの到着・輸入通関後、ユーザーのサイトまたはその近隣のユーザーが指定する場所を実施”との旨に変更をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか？	連番4と5を踏まえ、下記の通り変更します。 「輸送ルートは受注者の任意とするが、医療コンテナ・シャーシ・トレーラーヘッドを組み上げ一体化した上で機材の納入前立会検査を実施すること」

通番	該当頁	項目	質問	回答
7	P. 13	1 医療コンテナ車	トルクメンバシ港での通関とあるので、日本からの医療コンテナの(海上)輸送ルートは、喜望峰回り～ジブラルタル海峡～地中海～ボスポラス海峡～黒海～バクー～カスピ海～トルクメンバシ港など複数のルートが想定できますが、トルクメンバシ港に至るまでのルート詳細は、安全面も考慮し、受注者側で選択する形でよろしいでしょうか？	任意の輸送ルートの選択を認めます。
8	P. 13	1 医療コンテナ車	<p>塗装色および外装デザインについては、医療コンテナ、シャーシ、トレーラーヘッドとも別途発注者が指定とありますが、塗装色は白が基調ではないのでしょうか？</p> <p>受注者は、塗装色および外装デザインの指定方法および指定時期について契約後速やかに発注者に連絡することとありますが、これは40ftコンテナ部分の外装の色とラッピングなどのデザインを発注者に連絡し、合意を得るという意味でしょうか？ しかし、これは別途発注者が指定するのではないのでしょうか？</p>	塗装色は白が望ましいものとしませんが、塗装色および外装デザインについては、医療コンテナのみならず、シャーシ、トレーラーヘッドともに詳細を別途発注者が指定するとおりとします。「受注者は、塗装色および外装デザインの指定方法および指定時期について契約後速やかに発注者に連絡すること」とは、各機材の手配の都合上、デザインを指定する期限や、指定にあたり必要な様式や方法について受注者から発注者へ連絡することを要請しています。
9	P. 14 P. 11	1 医療コンテナ車 総則 7	P. 14にはメーカーがISO9001の認証を取得していることとありますが、一方、総則 7. 医療コンテナ車として、①ISO9001:2000, ISO13485:2003の要件に準拠した製品であることが確認できる証明書の提出が求められています。 ISO13485:2003は、医療機器における品質マネジメントシステムの国際規格なので、医療コンテナ車は ISO13485の対象外だと考えます。いかがでしょうか？	医療コンテナ車はISO13485:2003の要件に準拠した製品であることが確認される必要があります。そのため、機材仕様書で要請する書類を提出してください。
10	P. 28	梱包条件書	医療コンテナ、シャーシ、トレーラーヘッドの海上・陸上輸送は裸梱包ということは、輸送時のマーキングは不要と理解しました。正しいでしょうか？	ご理解の通りです。
11	P. 33	技師派遣条件書	2. 業務内容 (4) 搭載予定医療機器 (①移動型デジタルX線撮影装置、②超音波診断装置、③心電計) の設置および試運転・動作検証とありますが、これは Lot-2の業務範囲を逸脱していると考えます。この項は、Lot-2には不要ではないでしょうか？	左記業務は必要であり、技師派遣業務内容から取り除くことは認めません。
12	(落札後)	発注者から受注者への支払い	受注者への支払いに関する記述(条件、タイミング等)が入札説明書にはありませんが、これは 機材調達契約約款 第8条を参照するという理解で正しいでしょうか？	支払については機材調達契約約款 第9条(支払)を参照してください。
13	(落札後)	機材調達契約書 (仕向地渡し)	左記契約書内の(契約書の構成)第1条に(4)附属書Ⅲ「機材仕様書」とありますが、これは、入札説明書内の「機材仕様明細書」を指していますでしょうか？	ご理解の通りです。

通番	該当頁	項目	質問	回答
説明書の訂正				
通番	該当頁	項目	訂正前	訂正後
1	p. 13	機材仕様明細書 0 総則 1 医療コンテナ車	通関場所として想定しているトルクメンバシ港に到着する前に、医療コンテナ、シャーシ、トレーラーヘッドを技師派遣業務の一環として組み上げ一体化すること	仕向地での納入前立会検査実施までに医療コンテナ、シャーシ、トレーラーヘッドを技師派遣業務の一環として組み上げ一体化すること
2	p. 33	技師派遣条件書 2 業務内容	(1) 下記構成機材の組み上げ（合体作業）：トルクメンバシ港到着前に実施を想定	(1) 下記構成機材の組み上げ（合体作業）：機材の納入前立会検査前に実施を想定
3	p. 32	輸送条件書 5 その他	輸送ルートは受注者の任意とするが、医療コンテナ・シャーシ・トレーラーヘッドを組み上げ一体化した上でトルクメンバシ港へ到着すること。	輸送ルートは受注者の任意とするが、医療コンテナ・シャーシ・トレーラーヘッドを組み上げ一体化した上で機材の納入前立会検査を実施すること。